

9 整備

9-1 方向性

第7章、第8章で述べた保存管理と活用の具体的実現に向けて整備計画の策定を行い、周辺のまちづくりと調和した一体的な整備を行う。史跡を保存するための整備や活用のための整備等、様々な観点から必要とされる整備内容を整理し、緊急性及び財政状況、周辺地域との関わりを考慮しながら計画的に実施していく。

9-2 保存のための整備

史跡を保存するための整備の具体的な内容について示す。

- ・遺構を確実に守り保存していくために、遺構面の上に十分な保護層を設け補強する。
- ・史跡を保存するため、遺構の露出やき損が確認されるものは保存措置等を講じ、き損の可能性がある箇所に対しては補強を検討するなど、遺構を保護するための整備を行う。また、史跡地外における調査研究の成果により追加指定が行われた際も、その場所において同等の整備を行う。
- ・史跡地内に建設される県道福岡東環状線の工事においては、適切な工法で長期にわたる遺構の保存を図る。将来的に県道が移設される可能性が発生した際には改めて一体的な整備を行う。

【該当地区：A 区、B 区】

9-3 活用のための整備

史跡を活用していくための整備の具体的な内容について、遺構の表示や説明板の設置、ガイダンス施設の整備など、手段の項目ごとに示す。

(1) 遺構の表示

- ・古代の役所跡の姿をイメージしやすくするため、最新の情報通信技術等を積極的に導入するなど、臨場感あふれる解説手法を検討し整備を行う。
- ・古代道路については、史跡のエントランスなどとして活用を検討するとともに、史跡地外に真っ直ぐ伸びていく古代の景観が分かるよう、VR 等を用いた表示方法を検討し整備を行う。

- ・県道福岡東環状線の整備が行われる際は、県道の下に重要な遺構があるという周知を行うため、関係機関と協議のうえ、歩道や法面を利用した表現方法を検討し分かりやすい遺構表示を行う。

【該当地区：A 区、B 区】

(2) 説明板及び案内標識

- ・本史跡の価値を分かりやすく伝えるため、図解等を用いた説明板を作成し、史跡地内の遺構だけでなく本史跡と周辺地域の関連性を伝えるために、鶴見塚古墳等にも設置する。
- ・来訪者を安全に分かりやすく史跡地へ誘導するための案内標識を設置する。

【該当地区：全地区】

(3) ガイダンス施設

- ・本史跡の概要を示す展示場所のほか、史跡内の経路図・イベント情報等を掲示するスペース、史跡ガイド・セミナー等が行えるガイダンス施設を設置する。

【該当地区：E 区】

(4) 便益施設等

- ・見学者が安全で快適に過ごせるための、ベンチや四阿、トイレ等の便益施設の整備を行う。
- ・本史跡について学ぶことができるイベントの実施や、憩いの場として活用できるよう、駐車場及び多目的広場、給排水施設、電源設備等の整備を行う。

【該当地区：A 区、E 区】

(5) 動線及び視点場

- ・来訪者が本史跡へ訪れるための進入経路や、誰もが安全に分かりやすく史跡地内を周遊できる動線を整備する。
- ・見学者の動線については、周辺住民の生活に影響を与えないように配慮する。
- ・官衙建物の当時の姿を伝えるため、遺構表示や本史跡全体を眺望できる視点場等の整備を行う。
- ・県道福岡東環状線をはさんだ史跡の東西については、歩道橋などを通じて連絡することで一体の史跡であることを示し、歩道橋が整備される際には、その一部を利用した視点場の設置を検討するなど、史跡地全体が眺望できる場所と、そこまでの経路を確保する。

【該当地区：A 区、B 区、E 区】

(6)まちづくりと連携した整備

- ・地域住民に親しまれ、日常的に活用される史跡となるよう、周辺のまちづくりと連携した整備を行う。
- ・史跡地への進入経路の確保については、周辺のまちづくりと一体で計画を行う。
- ・ガイダンス施設等に、地域の特産品の販売所や、ボランティアの休憩室を設けるなど、地域活動の活性化へ繋がる計画を検討し、整備を行う。
- ・史跡地を含む計画対象範囲の一部が洪水浸水想定区域に指定されており、大雨・洪水等が及ぼす影響について府内関係各課と連携し、安全対策を行う。
- ・地震発生時等、緊急時における地域住民の避難場所としても利用できるよう、府内関係各課と協議のうえ整備計画を行う。
- ・整備計画の策定の際に、住民参画によるワークショップや植樹祭などのイベント開催を通して史跡との関わりを促すなど、整備の推進を図る。
- ・歴史的景観に配慮された本史跡らしい景観形成を促すために、関係者との連携を図る。
- ・粕屋町都市計画マスタープラン(令和2年(2020)12月)で挙げられているように、本町の魅力を発信できる緑の拠点のひとつとして、史跡公園の整備計画を府内関係各課と連携しながら進める。

【該当地区：A 区、B 区、E 区】

9-4 整備事業の手順

整備事業の実施については、周辺のまちづくりの計画と調整しながら、短期、中期、長期で行うものに整理し、工法計画を検討する。期間は、概ね短期は5年、中期は5年～10年、長期は10年～15年を目安とする。具体的な整備事業の計画については、第11章「施策の実施計画の策定・実施」においてその他の施策とともに実施時期を示す。